

徳島市が条例制定している「わがまち特例」による固定資産税特例措置一覧表

項目	対象税目	種類	特例率	適用期間	取得時期	根拠条文	
家庭的保育事業の用に供する家屋及び償却資産に係る課税標準の特例措置	【固・都】	家屋 償却資産	1 / 2	無期限	平成29年4月1日～	法第349条の3第27項	
居宅訪問型保育事業の用に供する家屋及び償却資産に係る課税標準の特例措置	【固・都】	家屋 償却資産	1 / 2	無期限	平成29年4月1日～	法第349条の3第28項	
事業所内保育事業（利用定員が5人以下）の用に供する家屋及び償却資産に係る課税標準の特例措置	【固・都】	家屋 償却資産	1 / 2	無期限	平成29年4月1日～	法第349条の3第29項	
公害防止用設備に係る課税標準の特例措置	水質汚濁防止法の規定による汚水又は廃液処理施設	【固】	償却資産	1 / 2	無期限	令和4年4月1日～ 令和6年3月31日まで	法附則第15条第2項第1号
	下水道法の規定による下水道除害施設（R4～共用開始区域）	【固】	償却資産	4 / 5	無期限	令和4年4月1日～ 令和6年3月31日まで	法附則第15条第2項第5号
都市再生特別措置法に基づき認定事業者が取得する公共施設等に係る課税標準の特例措置	都市再生緊急整備区域	【固・都】	家屋 償却資産	3 / 5	5年間	平成27年4月1日～ 令和8年3月31日まで	法附則第15条第14項
	特定都市再生緊急整備区域	【固・都】	家屋 償却資産	1 / 2	5年間	平成27年4月1日～ 令和8年3月31日まで	法附則第15条第14項但書
津波防災地域づくりに関する法律に規定する推進計画に基づき取得された津波対策の用に供する償却資産に係る課税標準の特例措置	【固】	償却資産	1 / 2	4年間	平成28年4月1日～ 令和6年3月31日まで	法附則第15条第21項	
津波防災地域づくりに関する法律に規定する津波避難施設に係る課税標準の特例措置	指定避難施設	【固】	家屋	2 / 3	5年間	平成30年4月1日～ 令和6年3月31日まで	法附則第15条第22項第1号
	協定避難施設	【固】	家屋	1 / 2	5年間	平成30年4月1日～ 令和6年3月31日まで	法附則第15条第22項第2号
	建設中及び建設予定の協定避難施設	【固】	家屋	1 / 2	5年間	平成30年4月1日～ 令和6年3月31日まで	法附則第15条第22項第3号
津波防災地域づくりに関する法律に規定する津波避難施設に付属する避難の用に供する償却資産に係る課税標準の特例措置	指定避難用償却資産	【固】	償却資産	2 / 3	5年間	平成30年4月1日～ 令和6年3月31日まで	法附則第15条第23項第1号
	協定避難用償却資産	【固】	償却資産	1 / 2	5年間	平成30年4月1日～ 令和6年3月31日まで	法附則第15条第23項第2号
再生可能エネルギー事業者支援事業費に係る補助金を受けて取得した太陽光発電設備に係る課税標準の特例措置	太陽光発電設備（1,000kw未満）	【固】	償却資産	2 / 3	3年間	平成28年4月1日～ 令和6年3月31日まで	法附則第15条第25項第1号イ
	特定太陽光発電設備（1,000kw以上）	【固】	償却資産	3 / 4	3年間	平成30年4月1日～ 令和6年3月31日まで	法附則第15条第25項第2号イ

項目	対象税目	種類	特例率	適用期間	取得時期	根拠条文	
電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法の認定を受けた発電設備に係る課税標準の特例措置	風力発電設備（20kw以上）	【固】	償却資産	2 / 3	3年間	令和2年4月1日～ 令和6年3月31日まで	法附則第15条第25項第1号ロ
	地熱発電設備（1,000kw未満）	【固】	償却資産	2 / 3	3年間	令和2年4月1日～ 令和6年3月31日まで	法附則第15条第25項第1号ハ
	バイオマス発電設備（10,000kw以上20,000kw未満）	【固】	償却資産	2 / 3	3年間	令和2年4月1日～ 令和6年3月31日まで	法附則第15条第25項第1号ニ
	特定風力発電設備（20kw未満）	【固】	償却資産	3 / 4	3年間	令和2年4月1日～ 令和6年3月31日まで	法附則第15条第25項第2号ロ
	水力発電設備（5,000kw以上）	【固】	償却資産	3 / 4	3年間	令和2年4月1日～ 令和6年3月31日まで	法附則第15条第25項第2号ハ
	特定水力発電設備（5,000kw未満）	【固】	償却資産	1 / 2	3年間	令和2年4月1日～ 令和6年3月31日まで	法附則第15条第25項第3号イ
	特定地熱発電設備（1,000kw以上）	【固】	償却資産	1 / 2	3年間	令和2年4月1日～ 令和6年3月31日まで	法附則第15条第25項第3号ロ
	特定バイオマス発電設備（10,000kw未満）	【固】	償却資産	1 / 2	3年間	令和2年4月1日～ 令和6年3月31日まで	法附則第15条第25項第3号ハ
水防法で規定する浸水防止用設備に係る課税標準の特例措置	【固】	償却資産	2 / 3	5年間	平成29年4月1日～ 令和8年3月31日まで	法附則第15条第28項	
企業主導型保育事業の用に供する固定資産に係る課税標準の特例措置	【固・都】	土地・家屋 償却資産	1 / 2	5年間	平成29年4月1日～ 令和6年3月31日まで	法附則第15条第32項	
緑地保全・緑化推進法人が都市緑地法に規定する認定計画に基づき設置・管理する市民緑地の用に供する土地に係る課税標準の特例措置	【固・都】	土地	2 / 3	3年間	平成29年4月1日～ 令和7年3月31日まで	法附則第15条第33項	
水防法で規定する浸水被害軽減地区の指定を受けた土地に係る課税標準の特例措置	【固・都】	土地	2 / 3	3年間	令和2年4月1日～ 令和8年3月31日まで	法附則第15条第38項	
新築のサービス付き高齢者向け賃貸住宅に係る減額措置	【固】	家屋	2 / 3	5年間	平成27年4月1日～ 令和7年3月31日まで	法附則第15条の8第2項	
特定都市河川浸水被害対策法及び下水道法に規定する認定事業者が整備計画に基づき取得した雨水貯留浸透施設に係る課税標準の特例措置	【固】	償却資産	1 / 3	無期限	令和3年11月1日～ 令和6年3月31日まで	法附則第15条第42項	
特定都市河川浸水被害対策法に規定する貯留機能保全区域の指定を受けた土地に係る課税標準の特例措置	【固・都】	土地	3 / 4	3年間	令和4年4月1日～ 令和7年3月31日まで	法附則第15条第43項	
中小事業者等が中小企業等経営強化法で定める先端設備等導入計画の認定を受けて取得した償却資産に係る課税標準の特例措置		【固】	償却資産	1 / 2	3年間	令和5年4月1日～ 令和7年3月31日まで	法附則第15条第45項
	賃上げ目標を盛り込んだ先端施設等導入計画に基づき取得した償却資産	【固】	償却資産	1 / 3	5年間	令和5年4月1日～ 令和7年3月31日まで	法附則第15条第45項但書
大規模修繕工事を実施した管理計画認定マンションに係る課税標準の特例措置	【固】	家屋	2 / 3	1年間	令和4年4月1日～ 令和7年3月31日まで	法附則第15条の9の3第1項	